

平成18年5月18日

各 位

会社名 三井ホーム株式会社
代表者名 代表取締役社長 中村 良二
(コード番号 1868 東証第一部)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成18年5月18日開催の取締役会において、平成18年6月28日開催予定の第32回定時株主総会に、定款の一部変更に関する議案を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の理由

- (1) 業務執行の充実と迅速な意思決定による経営の効率化を目的に、当社に最適な機動性のある取締役体制とするため、現行定款第17条（取締役の員数）に定める員数を、30名以内から15名以内に変更するものであります。
- (2) 監査体制の強化・充実を図るため、現行定款第27条（監査役の員数）に定める員数を、4名以内から5名以内に変更するものであります。
- (3) 「会社法」（平成17年法律第86号）および「会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」（平成17年法律第87号）等が、平成18年5月1日に施行されたことに伴い、次のとおり定款を変更するものであります。

単元未満株式について行使することができる権利を定めるため、第11条（単元未満株式についての権利）を新設するものであります。

株主総会参考書類等について、インターネットを利用する方法により開示することができるよう、第17条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）を新設するものであります。

取締役会の機動的な運営を図るため、会社法第370条に定めるいわゆる取締役会の書面決議が可能となるよう、第30条（取締役会の決議の省略）を新設するものであります。

社外監査役がその期待される役割を十分に発揮できるように、社外監査役との間に責任限定契約を締結することを可能にするため、第39条（社外監査役
の責任限定契約）を新設するものであります。

当社定款に定めがあるとみなされる事項について、第4条（機関）、第7条
（株券の発行）を新設するものであります。

その他、会社法施行に伴う引用条文および用語の変更を行うとともに、定款
の全般にわたる規定の構成の変更、字句の整備、条文の加除およびこれに伴
う条数の変更等、所要の変更を行うものであります。

2. 定款変更の内容

変更の内容は、別紙のとおりであります。

3. 日 程

定款変更のための株主総会開催日	平成18年6月28日（水曜日）
定款変更の効力発生日	平成18年6月28日（水曜日）

以上

この件に関するお問い合わせ先

三井ホーム株式会社 総務・広報グループ 国光・仮屋 TEL：03-3346-4649

< 定款変更の内容 >

(下線は変更部分)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(新 設)</p> <p>(公告の方法) 第4条 当社の公告は、日本経済新聞に掲載する。</p> <p>(発行する株式の総数) 第5条 当社の発行する株式の総数は、1億8,700万株とする。</p> <p>(新 設)</p> <p>(自己株式の取得) 第6条 当社は、<u>商法第211条ノ3第1項第2号の規定により、取締役会の決議をもって自己株式を買受けることができる。</u></p> <p>(1単元の株式の数) 第7条 当社の1単元の株式の数は、1,000株とする。</p> <p>(単元未満株券の不発行) 第8条 当社は、<u>1単元の株式の数に満たない株式(以下「単元未満株式」という。)に係わる株券を発行しない。</u></p> <p>(新 設)</p>	<p>(機関)</p> <p>第4条 <u>当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</u></p> <p>(1) <u>取締役会</u> (2) <u>監査役</u> (3) <u>監査役会</u> (4) <u>会計監査人</u></p> <p>(公告方法) 第5条 当社の公告は、日本経済新聞に掲載する。</p> <p>(発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、1億8,700万株とする。</p> <p>(株券の発行) 第7条 <u>当社は、株式に係る株券を発行する。</u></p> <p>(自己の株式の取得) 第8条 当社は、<u>会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。</u></p> <p>(単元株式数) 第9条 当社の単元株式数は、1,000株とする。</p> <p>(単元未満株券の不発行) 第10条 当社は、<u>第7条の規定にかかわらず、単元未満株式に係る株券を発行しない。</u></p> <p>(単元未満株式についての権利) 第11条 <u>当社の株主(実質株主を含む。以下同じ。)は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</u></p> <p>(1) <u>会社法第189条第2項各号に掲げる権利</u> (2) <u>会社法第166条第1項の規定による請求をする権利</u> (3) <u>株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(名義書換代理人)</p> <p>第9条 当社は、<u>株式につき名義書換代理人を置く。</u></p> <p>2. <u>名義書換代理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定し、これを公告する。</u></p> <p>3. <u>当社の株主名簿および実質株主名簿ならびに株券喪失登録簿は、名義書換代理人の事務取扱場所に備え置き、株式の名義書換、単元未満株式の買取りその他株式に関する事務は、名義書換代理人に取扱わせ、当社においてはこれを取扱わない。</u></p> <p>(株式取扱規則)</p> <p>第10条 当社の株券の種類、株式の名義書換、<u>単元未満株式の買取りその他株式に関する取扱</u>については、定款に定めるところのほか、取締役会の定める株式取扱規則による。</p> <p>(基準日)</p> <p>第11条 当社は、<u>毎年3月31日最終の株主名簿および実質株主名簿に記載または記録された株主(実質株主を含む。以下同じ。)</u>をもって、<u>その決算期に関する定時株主総会において権利を行使することのできる株主とする。</u></p> <p>2. <u>前項のほか、必要があるときは、取締役会の決議によりあらかじめ公告して、一定の日における最終の株主名簿および実質株主名簿に記載または記録された株主または登録質権者をもって、その権利を行使することのできる株主または登録質権者とする。</u></p> <p>(招集)</p> <p>第12条 (条文省略)</p> <p>(新 設)</p> <p>(議長)</p> <p>第13条 (条文省略)</p>	<p>(株主名簿管理人)</p> <p>第12条 当社は、<u>株主名簿管理人を置く。</u></p> <p>2. <u>株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。</u></p> <p>3. <u>当社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)、新株予約権原簿および株券喪失登録簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿、新株予約権原簿および株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取扱わない。</u></p> <p>(株式取扱規則)</p> <p>第13条 当社の株式に関する取扱いおよび手数料については、<u>法令または定款に定めるところのほか、取締役会の定める株式取扱規則による。</u></p> <p>(削 除)</p> <p>(招集)</p> <p>第14条 (現行どおり)</p> <p>(定時株主総会の基準日)</p> <p>第15条 <u>当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。</u></p> <p>(議長)</p> <p>第16条 (現行どおり)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>(決議の方法)</p> <p>第14条 株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めのある場合のほか、出席した株主の議決権の過半数をもってこれを決する。</p> <p>2 . 商法第343条に定める特別決議は、<u>総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもってこれを決する。</u></p> <p>(議決権の代理行使)</p> <p>第15条 株主は、株主総会において、議決権を有する他の株主に委任してその議決権を行使することができる。ただし、株主または代理人は、委任状を当会社に提出しなければならない。</p> <p>(議事録)</p> <p>第16条 <u>株主総会の議事については、議事録を作成し、これに議事の経過の要領およびその結果を記載し、議長および出席した取締役が記名押印のうえ、これを当会社に保存する。</u></p> <p>(取締役の員数)</p> <p>第17条 当会社に取締役<u>30</u>名以内を置く。</p> <p>(取締役の選任)</p> <p>第18条 当会社の取締役は、株主総会においてこれを選任する。</p> <p>2 . 取締役の選任については、<u>総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選出する。</u></p>	<p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p>第17条 <u>当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u></p> <p>(決議の方法)</p> <p>第18条 株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めのある場合のほか、出席した<u>議決権を行使することができる株主の議決権の過半数</u>をもってこれを決する。</p> <p>2 . 会社法第309条第2項に定める決議は、<u>議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもってこれを決する。</u></p> <p>(議決権の代理行使)</p> <p>第19条 株主は、株主総会において、議決権を有する他の株主<u>1名</u>に委任してその議決権を行使することができる。ただし、株主または代理人は、委任状を当会社に提出しなければならない。</p> <p style="text-align: center;">(削 除)</p> <p>(取締役の員数)</p> <p>第20条 当会社に取締役<u>15</u>名以内を置く。</p> <p>(取締役の選任)</p> <p>第21条 (現行どおり)</p> <p>2 . 取締役の選任については、<u>議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選出する。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>3 . 取締役の選任については、累積投票によらない。</p> <p>(取締役の任期)</p> <p>第19条 取締役の任期は、<u>就任後 2 年内の最終の決算期</u>に関する定時株主総会の終結の時をもって満了する。ただし、補欠または増員により選任された取締役の任期は、他の取締役の残任期間と同一とする。</p> <p>(代表取締役)</p> <p>第20条 取締役会の決議により、代表取締役若干名を<u>定める</u>。</p> <p>(役付取締役)</p> <p>第21条 (条文省略)</p> <p>(報酬および退職慰労金)</p> <p>第22条 取締役の報酬および退職慰労金は、株主総会<u>でこれを定める</u>。</p> <p>(取締役会の構成と権限)</p> <p>第23条 (条文省略)</p> <p>(取締役会規則)</p> <p>第24条 (条文省略)</p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第25条 (条文省略)</p> <p>(取締役会の決議)</p> <p>第26条 (条文省略)</p> <p>(新 設)</p> <p>(監査役の員数)</p> <p>第27条 当会社に監査役 <u>4</u> 名以内を置く。</p> <p>(監査役の選任)</p> <p>第28条 当会社の監査役は、株主総会においてこれを選任する。</p> <p>2 . 監査役の選任については、<u>総株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主</u>が出席し、その議決権の過半数の決議によって選出する。</p>	<p>3 . (現行どおり)</p> <p>(取締役の任期)</p> <p>第22条 取締役の任期は、<u>選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のもの</u>に関する定時株主総会の終結の時をもって満了する。ただし、補欠または増員により選任された取締役の任期は、他の取締役の残任期間と同一とする。</p> <p>(代表取締役)</p> <p>第23条 取締役会の決議により、代表取締役若干名を<u>選定する</u>。</p> <p>(役付取締役)</p> <p>第24条 (現行どおり)</p> <p>(報酬等)</p> <p>第25条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益 (以下「報酬等」という。) は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>(取締役会の構成と権限)</p> <p>第26条 (現行どおり)</p> <p>(取締役会規則)</p> <p>第27条 (現行どおり)</p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第28条 (現行どおり)</p> <p>(取締役会の決議)</p> <p>第29条 (現行どおり)</p> <p>(取締役会の決議の省略)</p> <p>第30条 <u>当会社は、会社法第370条の要件を満たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。</u></p> <p>(監査役の員数)</p> <p>第31条 当会社に監査役 <u>5</u> 名以内を置く。</p> <p>(監査役の選任)</p> <p>第32条 (現行どおり)</p> <p>2 . 監査役の選任については、<u>議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主</u>が出席し、その議決権の過半数の決議によって選出する。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(監査役の任期)</p> <p>第29条 監査役の任期は、<u>就任後 4 年内の最終の決算期</u>に関する定時株主総会の終結の時をもって満了する。</p> <p>2 . 補欠として選任された監査役の任期は、<u>退任した監査役の任期の満了すべき時まで</u>とする。</p> <p>(常勤監査役)</p> <p>第30条 <u>監査役の互選により、常勤監査役を定める。</u></p> <p>(報酬および退職慰労金)</p> <p>第31条 監査役の報酬および退職慰労金は、<u>株主総会でこれを定める。</u></p> <p>(監査役会規則)</p> <p>第32条 (条文省略)</p> <p>(監査役会の招集通知)</p> <p>第33条 (条文省略)</p> <p>(監査役会の決議)</p> <p>第34条 (条文省略)</p> <p>(新 設)</p> <p>(営業年度および決算期)</p> <p>第35条 当社の営業年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月31日までとし、<u>その末日をもって決算期</u>とする。</p> <p>(株主配当)</p> <p>第36条 株主配当金は、毎年 3 月31日最終の株主名簿および実質株主名簿に記載または記録された株主または登録質権者に支払う。</p> <p>(中間配当)</p> <p>第37条 当社は、取締役会の決議により、毎年 9 月30日最終の株主名簿および実質株主名簿に記載または記録された株主または登録質権者に対して、<u>中間配当を行うことができる。</u></p>	<p>(監査役の任期)</p> <p>第33条 監査役の任期は、<u>選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のもの</u>に関する定時株主総会の終結の時をもって満了する。</p> <p>2 . <u>任期の満了前に退任した監査役の補欠</u>として選任された監査役の任期は、<u>退任した監査役の任期の満了する時まで</u>とする。</p> <p>(常勤監査役)</p> <p>第34条 <u>監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</u></p> <p>(報酬等)</p> <p>第35条 監査役の報酬等は、<u>株主総会の決議によって定める。</u></p> <p>(監査役会規則)</p> <p>第36条 (現行どおり)</p> <p>(監査役会の招集通知)</p> <p>第37条 (現行どおり)</p> <p>(監査役会の決議)</p> <p>第38条 (現行どおり)</p> <p>(社外監査役の責任限定契約)</p> <p>第39条 <u>当社は、会社法第427条第 1 項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p> <p>(事業年度)</p> <p>第40条 当社の事業年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月31日までの 1 年とする。</p> <p>(剰余金の配当の基準日)</p> <p>第41条 <u>当社の期末配当の基準日は、毎年 3 月31日とする。</u></p> <p>(中間配当)</p> <p>第42条 当社は、取締役会の決議によって、<u>毎年 9 月30日を基準日として中間配当を行うことができる。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(株主配当金等の除斥期間)</p> <p>第38条 株主配当金および中間配当金について、その支払確定の日から3年間経過するも受領されないときは、当社は支払の義務を免れるものとする。未払の株主配当金および中間配当金については、利息をつけない。</p>	<p>(配当金の除斥期間)</p> <p>第43条 期末配当金および中間配当金について、その支払確定の日から3年間経過するも受領されないときは、当社は支払の義務を免れるものとする。未払の期末配当金および中間配当金については、利息をつけない。</p>

以上